

第1章 景観計画について

1-1 計画策定の趣旨・目的

本市は、山から海にかけての多彩な地形を有し、国の天然記念物に指定されているブナ林を含む和泉葛城山、蕎原地区の棚田、白砂青松の二色の浜、市内を縦貫して流れる近木川、奈良時代に創建されたと伝えられ、今も多くの参詣者を集める水間寺、中世の自治都市であった寺内町など、多くの魅力的な自然景観、歴史的景観が形成されています。

こうした景観資源を保全・活用するため、本市では大阪府景観計画に基づく規制・誘導を行ってまいりましたが、対象区域が大阪府の景観計画区域である道路軸や丘陵部、湾岸部となっており、本市の市街地の多くが規制・誘導の対象外となっています。このような中、本市では令和5（2023）年3月に貝塚市立地適正化計画を策定し、進行する人口減少社会における持続可能な都市づくりを進めるため、中心市街地など都市拠点における都市機能の集積・強化および周辺市街地における人口密度の維持に取り組んでいることから、今後、大阪府景観計画の対象区域外となっている市街地などにおいても、景観に関する規制・誘導が必要になることが考えられます。

また、近隣都市の状況を見てみると、既に景観行政団体に移行し、独自の景観計画の策定を通じて、それぞれの地域特性に即した景観形成に取り組んでいる都市もあります。

「景観」は、見えるものの総体であり、山林や河川などの自然、建築物、道路などの人工物、そこで営まれている人々の活動が重層的に積み重なって育まれたものです。本計画の上位計画である貝塚市第5次総合計画やその他関連計画においても、誇りや愛着の醸成、魅力の向上、定住促進を重要視しているほか、鉄道駅周辺の整備の推進、歴史文化を活かした取組みなども予定されています。今後、こうした将来像を実現させるためにも、本市の個性や魅力を一層伸長させていくことが大切になります。

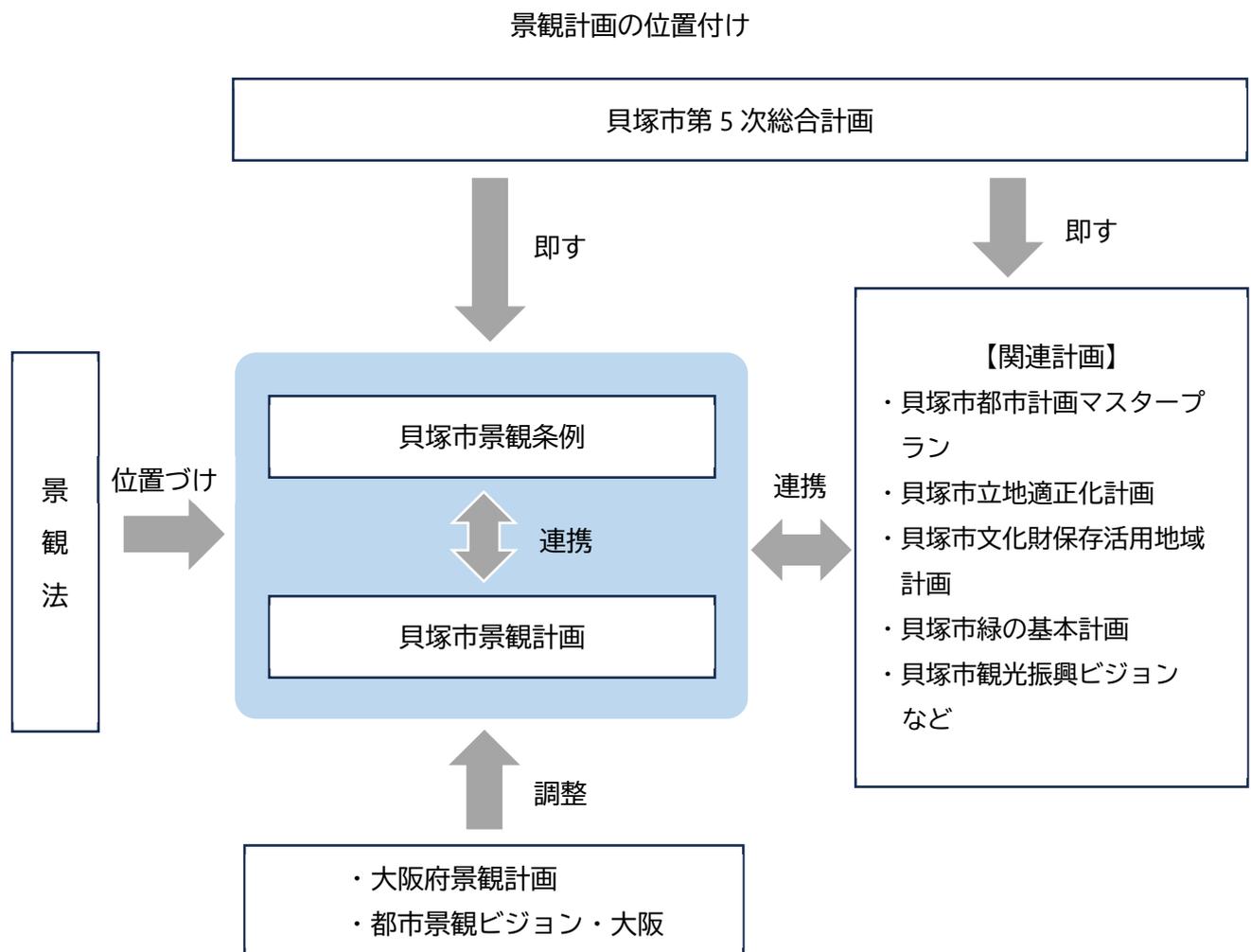
良好な景観は、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えるとともに、都市の風格やイメージ向上、それに伴う交流人口の増加や賑わい創出、アイデンティティの確立など様々な効果をもたらしてくれます。このように「景観」は「まちの付加価値」を高める有用なツールの一つであり、まちづくりの一環として取り組む必要があります。

そこで、このような状況を鑑み、本市の景観施策を総合的に推進するための指針として「貝塚市景観計画」を策定し、本市の特性に応じたきめ細かな景観に関する規制・誘導を図ることを目的とします。

1-2 計画の位置付け

本市が有する良好な景観を、市民、事業者、行政の協働により保全・活用しつつ、新たに創造し、継承していくことで、市民生活の向上や地域社会の発展につなげていくため、景観法を活用した総合的な景観施策を推進していきます。

そのため、景観法の運用にあたっての手続きなど必要な事項を定めた「貝塚市景観条例」の制定、ならびに良好な景観形成に向けた理念や目標、方針、その実現に向けた基本的な事項を定めた「貝塚市景観計画」を策定しました。



1-3 計画の対象区域

景観計画の対象区域は、貝塚市全域とします。

景観計画区域のうち、特に重点的に景観形成を図る地区を景観重点地区として定めることとします。

なお、景観重点地区は住民意向を踏まえた上で定める必要があることから、まずは景観重点候補地区の考え方を示し、住民の景観に対する意識醸成を図りつつ、景観重点地区を定めていくこととします。

※景観重点候補地区の考え方につきましては第3章で詳述